

理 由 書

本理由書は、入間都市計画地区計画の変更（入間市：入間市駅北口地区）についての理由を示したものです。

I. 入間都市計画区域の位置等

入間都市計画区域は、都心から約40km圏の埼玉県南西部に位置しており、入間都市計画区域は入間市の行政区域の全域です。

【入間市：入間市駅北口地区】

本地区は、西武池袋線入間市駅の北側1km圏内に位置しており、商業・業務機能の中心拠点として市の中心を形成している地区であり、市の顔となる地区です。

また、土地地区画整理事業により、計画的な基盤整備が進められている地区です。

II. 変更理由

【入間市：入間市駅北口地区】

土地地区画整理事業の効果の維持及び促進を図るとともに、商業・業務機能と住宅地の健全な土地利用を図り、良好な市街地環境を形成、保持するため、地区計画を決定するものです。

III. 変更内容

【入間市：入間市駅北口地区】

土地地区画整理事業の効果の維持及び促進を図るとともに、商業・業務機能と住宅地の健全な土地利用を図り、良好な市街地環境を形成、保持するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定めるものです。

IV. 関連する都市計画

地区計画の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

用途地域（入間市決定）